規則規程類綴

奈良女子高等師範學校附屬幼稚園

附屬幼稚園規則（明治四十五年七月制定）

第一條　奈良女子高等師範學校附屬幼稚園ハ幼兒ニ適當ナル保育ヲ施シテ其方法ノ研究ニ資シ且本校生徒ヲシテ之ヲ實習セシムル所トス

第二條　附屬幼稚園ノ保育課目ハ遊戲、唱歌、談話、手技トス

第三條　幼兒ノ年齡ハ大約滿四歲ヨリ小學校ニ就學スルマデトス

第四條　幼兒ノ定員ハ凡ソ百二十名トス

第五條　一箇年ヲ分チテ三期トス

第一期　四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二期　九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

奈良女子高等師範學校

第二期　九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期　翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六條　保育ノ時數ハ毎週二十三時トス但夏季休業ノ前後各三週以内ハ十五時迄減サスルコトアルヘシ

第七條　休業日ハ左ノ如シ

祝日　大祭日

皇后陛下御誕辰

学校記念日

春日祭

春日若宮祭

日曜日

奈良女子高等師範學校

春季休業　三月二十五日ヨリ三月三十一日マテ

夏季休業　七月二十一日ヨリ九月十日マテ

冬季休業　十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

第八條　入園期ハ毎年四月トス但缺員アルトキハ臨時ニ入園ヲ許スコトアルヘシ

第九條　幼兒ヲ入園セシメントスル父母又ハ後見人ハ自ラ保護者トナリ左ノ履歴書ヲ調製シ入園希望ノ旨ヲ申出ツヘシ

父母又ハ後見人奈良市内ニ居住セサルトキハ奈良市在住者ヲ以テ代理保護者ト爲スコトヲ要ス但奈良市外居住者ト雖モ奈良市居住者ニ準シ取扱フコトアルヘシ

奈良女子高等師範學校

奈良市居住者ニ準シ取扱フコトアルヘシ

履歴書

幼兒　姓　名

一原籍　北海道廳府縣　何　市區郡　何　町村　何番地　華族士族平民　何某　戸主ノ男女　戸主ノ妹等

一住所　奈良市何町何番地何某内

一職業　戸主ノ職業（何官衙何商何社ノ何役等）

父ノ職業

母ノ職業

後見人及代理保護者ノ職業

戸主又ハ父母以外ノ者ノ家ニ寄宿スルトキハ其家ノ主人ノ氏名職業ヲ併記スヘシ

一保護者トノ関係

奈良女子高等師範學校

一出生地

一出生年月日

一生後ノ營養品

母乳　何年何箇月　　乳母ノ乳　何年何箇月

牛乳　何年何箇月　　乳粉　何年何箇月

何々　何年何箇月

一養育セシ場所　自宅　乳母ノ家等

一種痘　種痘第一期完了年月日（痘瘡経過年月日）

一生来著シキ疾病ニ罹リシコトノ有無及ヒ病名病狀等

一両親ノ年齢及ヒ健否等

奈良女子高等師範學校

一 両親ノ年齢及ヒ健否等

一 兄弟姉妹ノ數　年齢及健否

右之通ニ候也

年　月　日

住所

保護者　何某印

第十條　保育料ハ幼兒一人ニ付一箇月金壱円ト又

定時若クハ臨時ノ休業全月ニ亘ルトキハ保育料ヲ徴收セス缺席全

月ニ亘ル幼兒ノ保育料モ亦之ニ準ス

第十一條　保育料ハ毎月十一日ヨリ三日以内ニ納ムヘシ

第十二條　幼兒又ハ保護者ノ轉居シタルトキハ其旨直ニ保護者ヨリ届

出ツヘシ

奈良女子高等師範學校

第十三條　幼児缺席スルコト三日ヲ超エルトキハ保護者ヨリ其事由ヲ届出ツヘシ但傳染病ニ罹リタルトキハ其病狀ヲ届出ツヘシ

第十四條　保護者ニ於テ幼児ヲ退園セシメントスルトキハ其理由ヲ具シテ申出ツヘシ

第十五條　保護者ハ本園規則ヲ心得幼児ノ身上ニ関スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス

奈良女子高等師範學校

奈良女子高等師範學校

奈女高師庶第六三号　大正元年九月一日

附屬幼稚園主事職務規程別紙之通相定ム

但第四條第五號ノ事項ハ當分ノ内校長ノ指揮ヲ受クヘキモノトス

（別紙）

附屬幼稚園主事職務規程

第一條　主事ハ校長ノ指揮ヲ承ケテ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮シ幼兒ノ保育ヲ監督シ教生ノ保育實習ヲ指導ス

第二條　左ノ事項ハ其意見ヲ校長ニ具申スルコトヲ得

一、規則ノ制定又ハ改廢ニ關スルコト

二、經費豫算ニ關スルコト

三、所屬職員ノ服務上ノ規定ニ關スルコト

奈良女子高等師範學校

三、所属職員ノ服務上ノ規定ニ関スルコト

四、教生ノ修学旅行施行ニ関スルコト

第三條　左ノ事項ハ校長ノ指揮ヲ承ケ之ヲ施行スヘシ

一、幼児ノ募集ニ関スルコト

二、保育課程ノ制定及改廃ニ関スルコト

三、臨時休業ニ関スルコト

第四條　左ノ事項ハ之ヲ専行スヘシ但第一號第二號及第五號ハ其都度校長ニ報告スヘシ

一、園務處理ノタメ細則ヲ設クルコト

二、所属職員ノ分掌ヲ定ムルコト

三、臨時ニ保育時間ヲ伸縮スルコト

奈良女子高等師範學校

四、尋常ノ事項ニ関シ幼兒ノ保護者ヲ呼出シ又ハ之ト文書ヲ往復スルコト

五、幼兒ノ入園退園ヲ許可スルコト

六、参觀ヲ許否スルコト

第五條　前諸條ニ掲ケサル事項ハ總テ校長ノ指揮ヲ承ケ之ヲ施行スヘシ

第六條　主事ハ毎月初其前月中ニ於ケル所屬職員ノ出(缺)勤ヲ調査シ校長ニ報告スヘシ

第七條　主事ハ毎年四月前年度ノ功程及該年度ノ豫程ヲ校長ニ申報スヘシ

奈良女子高等師範學校

校長ニ申報スヘシ

奈良女子高等師範學校

附屬幼稚園職員服務規程

第一條　保姆（保姆心得ヲ含ム以下同シ）ハ校長及主事ノ指揮ヲ承ケ幼兒ノ保育ノ擔任ニ事務ヲ分掌シ教生ノ教育實習ヲ補助スヘシ

第二條　保姆ハ常ニ幼兒ノ全般動作ニ注意シ風ニ自治心養成ニ務ムヘシ

第三條　保姆ハ時々受持組幼兒ノ附添人ヲ集メ保育ノ心得等ニ関シ懇切ニ指示諭告スヘシ

第四條　新任ノ際ハ辞令受領書履歴書及住所届（以上本校所定ノ用紙或ハ帳簿ニ記入）ヲ本校庶務係ヘ印鑑届（本校所定ノ帳簿ニ記入）ヲ本校會計係ニ差出スヘシ但シ住所及印鑑ヲ変更シタルトキハ速ヤカニ届出ツルヲ要ス

奈良女子高等師範學校

届出ツルヲ要ス

第五條　毎日保育開始前四十五分迄ニ出勤シ保育終了後一時間ノ後用務ノ都合ヲ計リ退出スヘシ

第六條　毎日出勤ノ始ニ必ス出勤簿ニ捺印スヘシ

第七條　疾病事故ノ為メ缺勤又ハ遲刻セントスルトキハ保育開始前三十分迄ニ届出ツヘシ但シ疾病ニ依リ缺勤七日以上連續スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ缺勤又ハ遲刻ノ場合ニハ當日自己ノ担任スヘキ保育ニ関シ差支ナキヤウ注意スヘシ

第八條　辭令ヲ受ケタルトキハ直チニ主事及本校庶務係ヘ届出ツヘシ

第九條　出張ヲ命セラレタルトキハ出発歸任ノ都度届出テ且歸任後一週間以内ニ行程及報告書ヲ差出スヘシ

奈良女子高等師範學校

第十條　請暇旅行セントスル場合ハ願書ヲ差出シ校長ノ許可ヲ俟テ之ヲ行フヘシ賜暇中旅行セントスルトキハ行先及旅行日數ヲ記載シタル届書ヲ差出スヘシ

第十條　請暇旅行セントスル場合ハ願書ヲ差出シ校長ノ許可ヲ俟チテ之ヲ行フヘシ賜暇中旅行セントスルトキハ行先及旅行日數ヲ記載シタル届書ヲ差出スヘシ

第十一條　校長或ハ学校宛ニ差出スヘキ願届其ノ他ノ書類ハ主事ヲ経由スヘシ

第十二條　別ニ規定アルモノノ外ハ園名或ハ職名ヲ以テ文書ヲ往復スルコトヲ得ス

奈良女子高等師範學校

フトヲ得ス

第十三條　職員ハ總テ校長ノ許可ヲ得タルニ非レハ他ノ職務ニ從事スヘカラス

第十四條　非常ノ事變アルトキハ即時出園シテ應分ノ任務ヲ果スヘシ

奈良女子高等師範學校

使丁心得（大正元年十月一日）

第一條　職員ノ命ニ從ヒ諸般ノ雜務ニ服スヘシ

第二條　毎日開門時刻ヨリ一時間前ニ出勤シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第三條　疾病事故ノ爲メ缺勤又ハ遲刻セントスルトキハ出勤時刻前ニ届出スヘシ

第四條　毎日左ノ場所及ヒ物品ヲ鄭重清潔ニ灑掃整理スヘシ

一、保育開始前

イ、園門ヲ開ク

ロ、園門ノ内外掃除

ハ、主事室及ヒ保姆室ノ洒掃並ニ机、椅子等ノ整頓

奈良女子高等師範學校

八、主事室及ヒ保姆室ノ洒掃並ニ机、椅子等ノ整頓

奈良女子高等師範學校

二、各室ノ通氣、採光、煖爐ノ處置（焚火）等

二、保育中

イ、庭園ノ整理

ロ、遊園及ヒ廊下ニ於ケル塵芥、紙屑等ノ除去

三、保育終了後

イ、各室（主事室及保姆室ヲ除ク）ノ洒掃並ニ机、椅子等ノ整頓

ロ、各室煖爐ノ處置（殘火ノ收集）

八、廊下及ヒ渡廊下ノ掃除

二、遊園ノ掃除

ホ、便所及ビ唾壺、屑箱ノ掃除、手洗鉢ノ更水

第五條　午食前各保育室ニ湯及ヒ職員ノ辯當ヲ配置シ食事ノ後ハ直ニ之ヲ整理スヘシ

第六條　幼兒食事ノ際又ハ其他ノ場合ニ於テ適宜保姆ノ手傳ヲナス ヤウ注意スヘシ

第七條　參觀人アリタルトキハ名刺ヲ受ケテ之ヲ主事ニ通知シ其指揮ヲ受ケテ應接室ニ案内シ參觀人名簿ニ記入セシムヘシ

但シ主事不在ノトキハ保姆ニ通知スヘシ

第八條　最終保育時間後二時間ニ園舍ノ全部ヲ閉鎖スヘシ

但シ職員宿直ハ全職員退園後ヲ待テ之ヲ閉鎖スヘシ

第九條　園舍ハ勿論器具物品ハ悉皆ニ取扱ヒ毀損紛失セサルヤウ

奈良女子高等師範學校

第九條　園舍ハ勿論器具物品ハ鄭重ニ取扱ヒ毀損紛失セサルヤウ

注意スヘシ

第十條　保育終了職員退園ノ後万一火災等不意ノ事変起ルトキハ

直ニ其由ヲ本校及職員ノ宅ニ通知シ臨機應変ノ處置ヲ取ルヘシ

幼兒管理假規程（昭元年十月廿日制定）

第一條　登園退園ニツキテ

一、幼兒ハ毎日保育時間前三十分ヨリ隨意登園セシム

二、幼兒登園スレハ靴ノ外普通ノ履物ヲ穿キタルモノハ之ヲ裏面ニ金屬ノワカル上草履ニ換ヘシメ而シテ下駄、笠、帽子等ヲ玄關ニ辨當通知簿等ヲ保育室内ニソレソレ所定ノ場所ニ置カシム

第二條　遊園ニアルトキ

一、遊園ニ在リテハ危險有害ノ所業ニアラサル限リハ幼兒ソレヲ自由ニ遊戯スルヤウ誘導補助スヘシ

二、各組ニ配當セル花壇ハヨク之ヲ保護セシムヘシ

奈良女子高等師範學校

二、各組ニ配當セル花壇ハヨク之ヲ保護セシムヘシ

三、砂遊ヒヲナストキハ其區域外ニ砂ヲ持チ出サシムヘカラス

四、遊園ニ設置セラレタル運動又ハ遊戯ノ用具ハ各組又ハ各幼児ヲシテ輪番ニ之ヲ使用セシメ決シテ相互ニ爭ハシムヘカラス

但シ猶印ヲ以テ使用ノ組ヲ示ス

五、凡テ運動又ハ遊戯ノ用具ハ使用ノ後各自ニ又保育終了後年長組幼児ヲシテ輪番ニ適宜之ヲ處置セシム

六、幼児ノ遊園ニ在ルトキハ特ニ左ノ事項ニツキ注意セシムヘシ

(イ) 妄ニ所定ノ區域外ニ出テサルコト

(ロ) 樹木ニ登リ又ハ之ヲ折ラサルコト

(ハ) 小石ヲ投ケ又ハ大石ヲ弄ハサルコト

奈良女子高等師範學校

(二)樂書ヲナサシムルコト

第三條　保育室ノ出入ニツキテ

一、年齢ニ應シ適宜順ヲナシテ出入セシムヘシ

二、出入ニハ凡テ静粛ナラシメ遊園ニ出ツル迄ハ疾走セシメサルモノトス

第四條　敬禮ニツキテ

一、毎日登園及ヒ退園ノ節ハ職員ニ敬禮ヲナサシム

二、室内ニテハ毎朝保育開始ノトキ(オ早ウ)又毎保育時間ノ終リニ(オ暇ビ)ハ保姆ノ挨拶ニ倣ヒ敬礼ヲナサシムヘシ其他ノ場合ニテハ躾方要項ノ規定ニ據ルモノトス

但シ室内ニテノ敬禮ハ両手ヲ机上ニ又ハ膝ノ上ニ置テナサシムルモノトス

奈良女子高等師範學校

但シ室内ニテノ敬禮ハ両手ヲ机上ニ又ハ膝ノ上ニ置テナサシムルモノトス

三、敬禮セシムヘキ人ノ保育室ニ臨ムトキハ保母ノ合図ニヨリ特ニ敬禮セシム

第五條　午餐ニツキテ

一、食事ハ各組ノ保育室ニ於テ共ニ會食セシム

二、食事ノ際ハ躾方要項ノ規定ニヨリ年齢ニ應シテ相當ノ順序ヲ経タル後ニ始メシメ一同食シ終ル迄ハ室内ニ留メ置クモノトス

三、食事ノ後ニモ年齢ニ應シテ相當ノ整頓ヲナシ禮ヲナサシメ而シテ後遊園ニ出スモノトス

但シ雨天ノ際ハ遊戯室ニ導クモノトス

第六條　玩具ハ一切貸與スヘキモ若シ家庭ヨリ持チ来ルモノアラハ之ヲ預リ置キ當日保育終了後ニ於テ返却スヘシ

奈良女子高等師範學校

第七條　幼兒若シ発病又ハ負傷シタルトキハ保姆ハ直チニ其手當ヲナシ又ハ醫師ノ診察ヲ受ケシメ隔離ノ處置ヲ取ルモノトス

奈良女子高等師範學校

奈良女子高等師範學校附屬幼稚園細則

一、保護者心得

一、幼児保護者ニ於テ轉居轉籍等身上ニ異動ノ出来タ時ハ直ニオ屆下サイ

一、幼児ハ漫リニ缺席遅刻早引ヲサセナイ様ニシテ下サイ

一、幼児ハ開門ヨリ三十分以内ニ登園サセテ下サイ

年中開門時間ハ左ノ通リ

四月　五月　十月ノ三ヶ月間ハ午前八時半

六月　七月　九月ノ三ヶ月間ハ午前八時

十一月ヨリ翌年三月マデハ午前九時

奈良女子高等師範學校

十一月ヨリ翌年三月マデハ午前九時

一幼児ガ傳染病ニ罹ッタトキハ左ノ様ナ規程ガアリマスカラコレヲ守ル様ニシテ下サイ

第一類甲痘瘡及假痘　實布垤利亞　猩紅熱　發疹窒扶斯　ペスト

第二類　赤痢　虎列刺　腸窒扶斯

幼児ガ以上ノ傳染病ニ罹ッタトキハ登園ヲ止メテ下サイ又治癒シタル後オ遣ハシニナルトキハ先ヅ全身浴ヲ行ッテ衣服ヲ改メ且醫師ニ於テ傳染スル心配ノナイ證明ヲ持タセテ下サイ

家族又ハ同居人中ニテ以上ノ傳染病ニ罹ッタ時モ亦全様ノ所置ヲオトリ下サイ

奈良女子高等師範學校

第一類乙百日咳　麻疹　流行性感冒　流行性耳下腺炎
風疹　水痘　肺結核　癩病
第三類　傳染性皮膚病　傳染性眼炎
幼児ガ以上ノ傳染病ニ罹ッタ時ハ其病況ニヨリ醫師ニ於テ適當ノ処置ヲ施シ傳染ノ心配ノナイ證明ガナケレバ登園サセテ下サルナ
一、辨當ハ成ルベク持タセテ下サイ　且茶碗ハ成ルベク手輕キモノヲ辨當ニ添ヘテ置イテ下サイ
但半日保育ノトキハイリマセン
一、金、錢玩具及辨當デナイ飲食物ヲ持タセヌ様ニシテ下サイ

奈良女子高等師範學校

一、金銭玩具及辯當デナイ飲食物ヲ持タセヌ様ニシテ下サイ

一、保育料ハ年少児ニハ持タセヌコトニシテ下サイ且保育領收証ハ大切ニ保管シテオイテ下サイ

一、幼児ノ所持品ニハ代名ヲ記シテ置イテ下サイ

一、幼児ニハ和服ナレバ普通ノ家庭デ日常用フル綿服ヲ着セ男女児トモ筒袖ニ装飾ナキ白キ胸前掛ヲ着ケサセテ下サイ

一、園内ニ於ケル履物ハ靴又ハ金屬ノツカナイ軽イ上草履ヲハカセテ下サイ

一、幼稚園デハ時々保護者會又ハ母姉會ヲ開クコトモアリマスガオ暇ガアリマシタラ何時デモオ出デ下サッテ保育ノ実況ヲ參觀シテ下サイ

奈良女子高等師範學校

一、幼稚園ニ對スル希望又ハ質疑ガアリマシタラ通信簿ニ記入下サルカ又ハ主事其他ノ職員ニツイテオ話シ下サイ

二、附添人心得

一、附添人ハ保育ノ方ニナラナイ様ニシテ下サイ又幼児ノ慣ルヽニ從ッテ送迎ダケニシテ下サイ

一、附添人ハ所定ノ場所デ裁縫讀書等ヲナシ漫リニ他ノ室ニ入リ又ハ廊下等ヲ徘徊セヌ様ニシテ下サイ

一、附添人ハ控所ニ幼児ヲ誘ヒ入レヌ様ニシテ下サイ

一、附添人ハ辨當外ノ食物ヲ持參セヌ様ニシテ下サイ

一、附添人扣所ハ不潔乱雑ニナラヌ様各自御注意下サイ

奈良女子高等師範學校

一附添人扣所ハ不潔乱雑ニナラヌ様各自御注意下サイ

奈良女子高等師範學校

一附添人ニハ幼児受持保姆ヨリ指圖シマシタトキハ幼児ノ食事其他ニツキ手助ケヲシテ下サイ

一、幼稚園ニ對スル希望又ハ質疑ガアリマシタラ通信簿ニ記入下サルカ又ハ主事其他ノ職員ニツイテオ話シ下サイ

二 附添人心得

一、附添人ハ保育ノ方ニナラナイ様ニシテ下サイ又幼児ノ慣ルヽニ従ツテ送迎ダケニシテ下サイ

一、附添人ハ所定ノ場所デ裁縫讀書等ヲナシ漫リニ他室ニ入リ又ハ廊下等ヲ徘徊セヌ様ニシテ下サイ

一、附添人ハ控所ニ幼児ヲ誘ヒ入レヌ様ニシテ下サイ

一、附添人ハ辨當外ノ食物ヲ持參セヌ様ニシテ下サイ

一、附添人ハ不潔乱雑ニナラヌ様各自御注意下サイ

奈良女子高等師範學校

一附添人扣所ハ不潔乱雑ニナラヌ様各自御注意下サイ

一附添人ニハ幼児受持保姆ヨリ指圖シマシタトキハ幼児ノ食事其他ニツキ手助ケヲシテ下サイ

奈良女子高等師範學校

年中行事概要

四月一日　始業式

仝　二日　入園式

仝　下旬　年報提出　五月一日限

五月一日　開校記念日（擧式）晴天ノ日ハ本校ニ於テ合同祝賀式ニ參列

仝　二日　聖武天皇祭（休業）

仝　五日　端午節句祭

仝　廿七日　海軍記念日（談話）

仝　下旬　文部省報告　身體檢査表提出

六月廿五日　皇后陛下御誕辰日（本校講堂ニ於テ擧式）

奈良女子高等師範學校

六月廿五日　皇后陛下御誕辰日（本校講堂ニ於テ奉祝）

七月中旬　保育時間短縮

九月十一日　始業式

仝　二十日　本校御親署勅語下賜記念日

仝　下旬　教育實習開始

仝　保育時間復舊

十月上旬　文部省報告　幼兒年報提出

仝　中旬　身躰檢査（秋期）

仝　三十一日　天長節祝日（本校講堂ニ於テ奉祝）

十二月十七日　春日若宮祭（休業）

仝　下旬　教育實習終了

會賓會社近來商店印行

一月一日　新年祝賀式（拜式）
仝　八日　始業式
二月十一日　紀元節（本校講堂ニ於テ拜式）
三月三日　雛祭
仝　十日　陸軍記念日（談話）
仝　十三日　春日祭（休業）
仝　下旬　保育終了式
仝　入園希望幼児調査

奈良女子高等師範學校

奈良女子高等師範學校

毎月行事

五日（限）　前月末諸統計表提出

十一日ヨリ三日間　保育料徴収

十五日以後　幼児身躰検査（保母）

下旬　仝（校医）

合資會社近衆商店印行